

【運営基準の改正】R4年度から義務化となる項目

【虐待防止に係る取組み】

①虐待防止委員会の定期開催

定期的(年1回以上)に開催し、検討結果を従業員に対し、周知徹底を図ることが義務化されます

②従業員への研修の実施

研修の定期的(年1回以上)な実施が義務化されます

③虐待防止のための責任者の設置

虐待防止委員会や虐待防止研修の定期開催について、適切に実施するための担当者を配置することが義務化されます

【身体拘束等の適正化に係る取組み】

(自立生活援助、就労定着支援、相談支援は対象外)

④身体拘束適正化検討委員会の開催

定期的(年1回以上)に開催し、検討結果を従業員に対し、周知徹底を図ることが義務化されます

⑤指針の整備

事業所における身体拘束等の適正化のための指針の整備が義務化されます

⑥定期的な研修の実施

従業員に対し、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的(年1回以上)に研修を実施することが義務化されます

①虐待防止委員会について

【役割】

- 虐待防止のための計画づくり
(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、虐待防止のための指針の作成等)
- 虐待防止のチェックとモニタリング
- 虐待発生時やその疑いが生じた場合、検証結果と再発防止策の検討内容や結果を従業員へ周知・徹底

【運用】

(従業員)

虐待や不適切な対応事例を記録し、虐待防止委員会へ報告

↓

(虐待防止委員会)

報告された事例について、状況を分析し、再発防止策、検討結果を従業員に周知・徹底

↓

再発防止策を行った結果の検証を行う

【虐待防止委員会の留意点】

- 委員会は定期的(年1回以上)に開催し、記録を残すこと
- 委員の責務及び役割分担を明確にしておくこと
- 虐待防止担当者(必置)を決めておくこと
- 委員会の開催に必要な人数は虐待防止担当者と管理者が参加していれば、最低人数を問わない
- 外部の第三者を加えることが望ましい
- 事業所単位ではなく法人単位での設置も可能
- 身体拘束適正化委員会と一体的に設置・運営可能

②虐待防止研修の実施

③虐待防止責任者の配置

【研修の実施】

・虐待防止委員会が作成した研修プログラムに沿って、定期的に(年1回以上)研修を実施

・研修の実施記録(内容・日時・参加者)が必要

・新規採用時には虐待防止の研修を実施

・研修対象者は関係職員全員に対して行うことが望ましい

常勤・非常勤に関わらず、また福祉職に限らず、給食調理、事務、運転、宿直管理などの業務を担う職員等も対象

・内部研修と外部研修のどちらを行っても差し支えない

・虐待防止の指針(※)を定めている事業所は指針を周知・徹底

【虐待防止責任者の配置】

・虐待防止委員会や虐待防止研修の定期開催について、適切に実施するための虐待防止担当者を配置することが義務化されます。
相談系サービスにおいては相談支援専門員を虐待防止担当者とする。

○虐待防止の指針(※)とは

事業所は以下7つの項目を含む「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいとされています。

- ①事業所における虐待防止の基本的な考え方
- ②虐待防止委員会のその他施設内の組織に関する事項
- ③虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤虐待発生時の対応に関する基本方針
- ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「虐待の防止のための措置」運営規程への定め

虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、運営規程に定めることとなっています。

具体的には

- ①虐待防止委員会の設置
- ②従業者に対する虐待防止研修の実施
- ③虐待防止責任者の選定
- ④苦情解決体制の整備
- ⑤成年後見制度の利用支援

※⑤については障害児通所支援事業者を除く

運営規程にすべて列挙する必要はありませんが、「虐待の防止のための措置」については定めが必要となっています。

運営規程の記載例

第〇〇条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催とともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2)虐待防止及び身体拘束のための指針の整備
- (3)虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
- (4)成年後見制度の利用促進
- (5)苦情解決体制の整備
- (6)前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。

④ 身体拘束適正化検討委員会について

【運用】※やむを得ず身体拘束等を行う場合

(従業者)

身体拘束の状況(態様, 時間, 利用者の心身の状況, 緊急やむを得ない理由等)記録し, 身体拘束適正化検討委員会へ報告

↓

(身体拘束適正化検討委員会)

報告された事例について, 状況を分析し, 結果を従業者に周知・徹底

↓

適正化策を行った結果の検証を行い, 再発防止や拘束等を行わない支援方法の検討につなげる

【身体拘束適正化検討委員会の留意点】

- 委員会は定期的(年1回以上)に開催し, 記録を残すこと
- 委員の責務及び役割分担を明確にし, 専任の身体拘束等の適正化対策を担当する者を決めておくこと
- 委員は事業所に従事する幅広い職種により構成すること
- 第三者や専門家を加えることが望ましい
- 事業所単位ではなく法人単位での設置も可能
- 虐待防止委員会と一体的に設置・運営可能

⑤ 身体拘束等の適正化のための指針の整備

⑥ 定期的な研修の実施

【指針の整備】

○身体拘束等の適正化のための指針の整備が義務化されました。指針を整備するにあたって, 以下7つの項目が必要です。

- ①事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ②身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

【研修の実施】

・指針に基づいた研修プログラムに沿って, 定期的に(年1回以上)研修を実施

・研修の実施記録(内容・日時・参加者)が必要。

・新規採用時には身体拘束等の適正化の研修を実施

・身体拘束等の適正化の内容を盛り込み他の研修と一体的に実施しても差し支えないが, 研修の記録に当該内容を行った旨を記録しておくこと

例・・・虐待防止研修の中に身体拘束等適正化の内容を盛り込み研修を実施

訪問系サービスにおいても新設された取組み(令和3年4月1日より義務化)

- ・ 令和3年度報酬改定により、訪問系サービスについても「身体拘束の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束未実施減算」が創設されました。(訪問系以外のサービスは既に規定済)

身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

【やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件】

- ①切迫性
- ②非代替性
- ③一時性

すべてを満たす必要がある。



【やむを得ず身体拘束を行う手続き】

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ②本人・家族への十分な説明
- ③行政への報告・相談
- ④必要な事項の記録

○「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和2年10月)より

身体拘束廃止未実施減算について

【運営基準】

- ①身体拘束等について必要な記録を行う
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)開催及び、検討結果を従業者に対し周知徹底を図る
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備する
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)実施する

上記いずれかの基準を満たしていない場合に、利用者全員に対して基本報酬を5単位/日減算する。

【減算適用開始】

<訪問系サービス>

- ①~④について、令和5年4月より適用開始

<その他のサービス>

- ②~④について、令和5年4月より適用開始

- ①についてはすでに適用開始

その他のサービス...療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設